
IV ミャンマーの「外資依存型発展」は成功するか

長谷川啓之

アジア近代化研究所・代表

目次

初めに

1. アジア諸国の2つの発展戦略：国民経済システム型か外資依存型か
 2. ミャンマーの外資依存と直接投資
 - (1) ミャンマーの対外関係、(2) 直接投資の目的と効果：FDI と経済成長、(3) ミャンマーへの FDI
 3. ミャンマーへの直接投資を拡大するには
 - (1) 直接投資の理論：ダニングの OLI 理論を中心に、(2) ミャンマーの立地上の優位性とは何か
 4. 「工業化の需給理論」と経済社会モデル
 - (1) 経済発展への経済的要因と社会的要因の必要性、(2) 社会的能力とキャッチアップ能力
 5. ミャンマーの経済発展と政府の役割
 - (1) 経済社会モデルによる経済発展パターン、(2) ミャンマーの経済発展をどう見るか
 6. ミャンマーの経済発展と投資環境
 - (1) ミャンマーの産業政策、(2) ミャンマーへの FDI 決定因：ミャンマーの優位性と非優位性 (i) 新外資法の制定 (ii) ビジネス・コスト、
- 結語に代えて

初めに

ミャンマーは大きく変わろうとしている。筆者は 2004 年 4 月に初めて訪問したが、それからわずか数年して再訪してみると、政治・経済の状況は一変しており、驚きを隠せなかった。町は明るく活気であふれ、あれほど情報化には神経質であった独裁社

会で、若者が携帯をする姿も見られた。これでミャンマーも大きく変わっていくに違いないと感じた。変化のきっかけは明らかにテイン・セイン政権による政治的には民主化宣言、経済的には改革・開放政策への転換である。政治犯の全面的な開放を掲げる現政権はミャンマーを軍事独裁政権から

普通の民主国家へと転換する意思を国際社会に公約した。だが、長期にわたる独裁政治の下で、ミャンマー国民は政府への不信感をすべて払拭したわけではない。経済的には農村を中心に、いまなお極度の貧困に打ちひしがれている。09年現在世帯貧困率（1日2,400カロリーの摂取に必要な購入費や非食料品への総支出）は全国レベルで25.6%、4人に一人が貧困世帯であり、農村に至っては29.1%に達する。

ミャンマーの経済水準はいわば戦後の日本にほぼ相当すると考えられる。他のASEAN諸国に大きく立ち遅れたミャンマーが経済発展するには、まず離陸を達成する必要があるが、それにはどのような問題を克服すればいいのか。こうした視点から、ミャンマーの最新情勢と今後の動向について考えてみたい。なお、アジア、特に発展の初期条件を中心に考える場合には、経済分析では不十分になりやすい。そこで、本稿はミャンマーの経済発展に焦点を当てながら、学際的な視点からの考察を試みたい。

1. アジア諸国の2つの発展戦略：国民経済システム型か外資依存型か

それにはいま、ミャンマーがいかなる方法での経済発展を目指しているのかを考えてみる必要がある。これまで、日本をはじめ先行する欧米先進諸国の経済発展に見られる、基本的なパターンは、まず自力で一定の生産要素を確保しながら、先進諸国のノウハウや技術を導入しながらも、時間をかけて徐々に工業化を達成する、いわゆ

るキャッチアップ型工業化であった。それには、基本的に国民経済システム (National Economic System, NES) あるいは近代資本主義経済システムを前提としたものといっておよい。そこには伝統的な経済理論が教える世界が成立しているともいえよう。つまり、セイの法則を前提にし、資本、労働、技術などを通じて、財貨・サービスの生産を目指すことで経済発展を実現すると考える。あくまでも自力での経済発展が前提であり、いわば輸入代替化に近い。

ところが、最近の多くのアジア諸国の経済発展パターンはNESを確立することなく、あるいはそれが不十分なままに、自然資源や労働力など、自国にある資源を基に、大部分の生産要素、特に資本や技術、経営のノウハウなどをほとんど外国に依存しながら、輸入代替と輸出志向を同時に、あるいは場合によってはいきなり輸出志向型によって経済発展を開始することが当然のやり方になっている。それは輸入代替にせよ輸出志向にせよ、基本的にいわゆる外資依存型の経済発展パターンである。当然、ミャンマーの経済発展も外資依存型であり、あらゆる生産要素を欠く現状を考えれば、外資依存型の発展パターンを取ることもやむをえない。問題はそれをどこまで継続するかである。

NESに基づく経済発展は19世紀末から20世紀にかけて中国や韓国が試み、失敗したため、日本以外のアジア諸国で純粋にNES型の経済発展を実現した国はほとんど皆無である。外資依存型発展パターンは

欧米諸国以外ではほぼ共通の発展方式となっており、基本的に多かれ少なかれ、アジア NIEs や中国もほぼこの発展パターンを取ってきた。逆に、欧米先進諸国の中に、こ

の発展方式をとった国は見当たらない。ここに今日の非西欧社会と欧米社会との相違の原点がある。

表1 アジア諸国と先進諸国の対外貿易依存度の違い

	輸出依存度(%)					貿易依存度(%)						
	1980	1990	2005	2010	2012	1960	1970	1980	1990	2005	2010	2012
MYM	8.1	4.0	5.9	12.3	16.4	17.6	16.7	19.7	5.6	0.4	21.3	32.1
JPN	12.2	9.4	13.1	14.0	13.5	19.2	18.7	25.6	17.1	24.4	26.7	28.4
KOR	28.1	25.7	33.7	45.9	47.4	9.7	32.1	64.0	53.4	64.6	87.8	92.4
TWN	47.9	42.0	54.7	63.8	63.2	29.4	52.4	95.5	76.0	104.4	122.2	120.0
CHI	6.0	15.4	34.1	26.5	25.3	29.4	53.0	12.5	28.5	63.6	50.0	47.8
SIN	152.9	142.9	189.6	154.8	151.0	349.5	211.7	276.4	302.0	354.7	317.8	291.4
MLY	52.9	66.9	102.1	80.5	72.9	93.9	77.8	96.8	137.2	185.0	147.2	137.7
THA	20.1	27.0	62.5	56.7	58.7	33.8	28.3	48.6	65.7	129.4	110.3	122.1
USA	8.4	6.8	7.2	8.8	9.9	7.0	8.4	18.0	15.7	20.9	22.4	24.7
GER	23.7	24.6	35.1	38.1	41.5	30.0	34.8	46.8	47.8	63.2	70.0	75.9
FRA	16.8	17.4	20.5	20.4	21.8	21.9	26.1	36.7	36.8	43.1	44.1	47.6
UK	20.4	18.3	16.3	18.4	19.5	32.8	33.3	41.9	40.5	37.5	44.4	47.9

注と資料：1) 1960 および 1970 は長谷川啓之ほか編著『現代アジア事典』、ただし、USA アメリカ、GER ドイツ、FRA フランスおよび UK イギリス、並びに 1990～2012 年は UNCTAD, *Handbook of Statistics 2013* 年から、また MYM については IMF, *International Financial Statistics 1990～2013* から筆者産出。2) MYM ミャンマー、JPN 日本、KOR 韓国、TWN 台湾、CHI 中国、SIN シンガポール、MLY マレーシア、THA タイ、をそれぞれ示す。

そこで、いまそのことを貿易や多国籍企業による直接投資の動向から見ることにしよう。

NIEs や ASEAN 諸国の一部である東アジア諸国が経済発展を開始した 1960 年代から最近までの貿易依存度を、一部の先進諸国と比較してみよう (表1)。すると、先進諸国 (米英仏、日本) の貿易依存度は 2012 年現在、垂直貿易が進むヨーロッパ諸国はある程度高いが、それでも国の 50% を超える国はない。特に、アメリカや日本のそれは 20% 台と極めて低い。これに対し、韓国や台湾を初め、ASEAN 諸国の貿易依存度

は再輸出入が多く 300% 前後を占めるシンガポールは例外としても、100% を超える国が多い。その中で、ミャンマーの依存度が極度に低いばかりか、2000 年と 2012 年を比較すると、両者とも大きく低下していることがわかる。それはミャンマーが欧米による長い制裁措置や農業依存から脱却できず、工業化が遅れたためであって、先進諸国や他のアジア諸国ともまったく異なるパターンを示している。

また、対外依存を示すもう 1 つの指標は対内直接投資 (FDI inflow) の動きである。これは表 2 から、ミャンマーについては以

下の点が指摘できる。GDP に占める FDI がきわめて低く、逆に国内固定資本形成に占める FDI の値は高い方だということである。このことから、ミャンマーは国内資本が不足するため、それを外国に依存する様子がうかがえる。このことは特に電力などのインフラが不足することから、大型プロジェクトを実行するには、近年まで中国からの直接投資に依存する以外に方法が無かったともいえる。今後はさらに道路や港湾、

工業団地などの充実が急務であるだけに、ますます拡大したいところであろう。これらのことから、今後、持続的な経済発展を実現していくには、資本や技術を伴う、海外からの直接投資を拡大しながら、貿易依存度を高めていくことが必要となる。それにはいかなる有効な FDI 政策を実行するか、さらに貿易の内容や FDI の中身を検討する必要がある。

表 2 アジア諸国の対外依存度

	対外総債務/GNI		輸入依存度		貿易依存度		FDI inflow/GDP		FDI inflow/GFCF	
	2000	2012	2000	2012	2000	2012	2000	2012	2000	2010
MYM	79.9	9.5	22.5	15.9	41.5	32.1	2.1	2.6	24.25	20.49
SIN	16.0	0	142.8	137.3	289.1	291.4	17.5	20.5	58.12	71.26
IDN	96.6	26.0	20.3	21.8	58.0	43.5	▲2.8	2.2	▲13.87	5.85
THA	66.1	24.0	50.7	68.0	104.1	122.1	2.7	2.2	12.65	7.28
MLY	48.7	34.8	87.4	64.5	192.1	137.7	4.2	▲3.2	15.97	18.83
PHI	72.2	33.6	41.7	26.1	88.7	46.9	2.8	1.1	13.93	5.82
CMB	74.9	35.3	53.0	56.40	90.9	99.6	4.0	11.1	22.12	38.83
LAO	48.7	80.3	32.6	26.9	52.9	52.1	2.1	3.7	7.2	19.78
VET	41.9	49.1	50.2	73.1	96.6	146.6	4.2	5.5	14.96	22.87
JPN	0	0	8.1	14.9	18.0	28.4	0.6	0.03	0.71	▲0.11
KOR	26.7	32.1	30.1	46.0	62.4	92.4	1.7	0.4	5.62	2.58
CHI	12.3	9.4	18.8	22.1	39.6	47.8	3.2	3.1	9.96	4.06

注：1) GNI=gross national income, 2) 輸入依存度は GDP に占める輸入の割合、貿易依存度は輸出+輸入が GDP に占める割合、日本の 2012 年は 2011 年の値、3) GFCF=gross fixed capital formation, 4) ▲はマイナス、FDI inflows/GDP の MYM, Lao, VET は 2011 年、5) CMB はカンボジア、LAO ラオス、VET ベトナムを示す。

資料：ADB, *Key Indicators, 2013*, および ChartsBin, <http://chartsBin.com/view/2272> JETRO, 基礎データ、および Gross national income (GNI) of Myanmar, 1970-2012, http://kushnirs.org/macroeconomics/gni/gni_myanmar.html

2. ミャンマーの外資依存と直接投資

(1) ミャンマーの対外関係

次に、ミャンマーに焦点を当てながら、ミャンマーの対外関係について見てみよう。2011 年までのミャンマーは、1988 年の開

放政策にもかかわらず、2003 年アメリカが政治的理由から制裁を開始し、次いで 04 年には EU (ヨーロッパ連合) も制裁を開始、07 年にはさらに強化されるという状況の中で、対外関係は大きく制約されてきた。

旧宗主国イギリス以外の先進諸国は最近まで、ほとんどミャンマーへの貿易や直接投資を控えてきた。このことがミャンマーの貿易や FDI に与えた影響は計り知れない。

表3 ミャンマーの対外経済指標

	輸出額	日本の輸出	輸入額	日本の輸入	貿易依存度	外貨準備高	FDI受入れ額	日本からの FDI
1990	4.09	1.45	6.68	0.60	38.46	325	163	na
1995	11.98	1.47	23.42	0.87	64.36	650	2,814	0.4
2000	21.16	2.10	30.28	1.29	57.80	234	153	16.3
2005	35.49	na	36.16	na	59.76	771	6,066	0.1
2010	87.15	2.64	63.02	3.89	33.09	5,717	19,998	▲460
2011	90.53	5.10	89.57	5.93	35.01	5,738	4,644	4
2012	89.77	12.59	90.69	6.73	33.96	6,812	1,419	54

注：①輸出入は億ドル、外貨準備高と FDI 受入れ額は 100 万ドル、他は%、②na は not available
資料：JETRO, 「世界貿易投資報告・ミャンマー編」、ADB, *Key Indicators for Asia and the Pacific*, 2003 and 2013, World Bank, CSO(Myanmar)

表4 ミャンマーの国別輸出入の推移

	輸出 (fob)					輸入 (cif)				
	2005	2010	2011	2012	倍率	2005	2010	2011	2012	倍率
総額	20,646.6	49,106.8	49,287.7	76,446.3	3.70	15,038.4	35,508.4	48,763.5	77,229.8	5.14
THA	7,868.6	16,065.2	20,598.5	34,071.7	4.33	1,376.2	3,938.6	3,733.6	5,935.5	4.31
CHI	2,125.2	6,662.9	11,984.0	19,058.4	8.97	2,716.0	12,005.1	15,038.4	23,154.5	8.53
IND	2,841.6	4,858.1	5,638.8	8,677.6	3.05	465.2	1,079.9	1,762.1	1,660.6	3.57
JPN	790.4	1,314.0	1,729.7	3,457.4	4.37	610.7	1,417.1	2,723.8	9,299.3	15.23
SIN	1,532.7	2,499.9	2,917.1	2,478.1	1.62	3,240.2	9,116.9	13,556.5	21,596.1	6.67
KOR	224.1	820.9	1,160.3	1,634.2	7.29	498.6	1,683.4	2,434.0	2,920.9	5.86
HK	1,488.1	10,530.6	223.7	110.7	0.07	—	—	—	—	—
MLY	540.4	2,445.9	823.2	834.5	1.54	810.8	805.0	1,636.4	3,074.2	3.79
IDN	380.5	228.0	223.7	272.5	0.72	336.1	1,526.1	2,341.8	1,660.6	4.94
GER	363.8	213.1	228.6	366.2	1.01	122.8	287.2	511.1	1,234.8	10.06
USA	—	—	—	—	—	478.4	327.5	1,425.7	1,021.9	2.14
FRA	—	—	—	—	—	—	223.1	352.5	—	—

注：1) 単位はチャット、ただし 2012 年は米ドルから 2012 年の年度平均レート 1 ドルにつき 851.58 チャットをかけて算出したため、それ以前との整合性は不明。2) 倍率は 2005 年から 2012 年までの倍率、を示す。
資料：JETRO, 『世界貿易投資報告・ミャンマー編』

その結果、他のアジア諸国と比較すると明らかのように、貿易額、対内投資額ともに小さく、また後に見るように、少数の特定国との貿易に偏っていた。いま表3からミャンマーの対外関係を見てみよう。輸出額、輸入額ともに 1990 年から 2012 年までの約 20 年間にわずか 22 倍、13.5 倍に過ぎ

ない。それも、大きく伸びたのは西側の経済制裁が解除された 2010 年以後である。この間、多くの ASEAN 諸国の貿易額は生産ネットワークに乗って、飛躍的に伸びたが、ミャンマーの貿易は伸び悩み、活路を中国や隣国タイ、さらには ASEAN 域内に求めた。その結果、2005 年から 2010 年では輸

出は3.70倍伸びた。だが、それを大きく上回ったのは対中輸出で、8.97倍、対タイ輸出は4.33倍伸びた。

長い間、西側への貿易は不振を極めてが、最近では、好調となり、日本、韓国、インドなどとの輸出が急速に拡大している。輸入もほぼこれと同じ動きを示しているが、輸入は輸出をはるかに上回っており、貿易赤字は急速に押し下しつつある。これをどう解消するか、また、近年急速に回復しつつあるとはいえ、下がり続けた貿易依存度を他のASEAN諸国並みに、どのようにして上昇させるかも、ミャンマーにとって大きな課題である。それには一次産品に偏った貿易構造を高度化するかが、問われている。

直接投資も同様で、改革・開放以前のFDIは、トップのタイが全体の約47% (09年現

在) とほぼ半分を占め、宗主国のイギリスは2位で、およそ12%、残りはシンガポール10%、中国8%、などとなっている。またFDIの動きを時系列で見ると、その変動の激しさが気にかかる(表3参照)。

さらに、1988年から2012年までの国別のFDI累計額とその構成比を見ると(表7)、まず中国とタイからの投資だけで60%程度を占める。これに香港を加えると、73%を超える。つまり、これら3か国だけで全体の4分の3近くを占めることになる。逆に、西側諸国はいずれも10%未満で、かつては大きかったイギリスやアメリカ、日本などは大きく減少している。しかし、これは裏返せば、今後民主化が進めば、西側のFDIが大きく伸びる可能性を示唆しているとも言えよう。

表5 ASEAN各国の域内・域外との貿易およびFDIの動き(2012年)

	1) 域内比率		2) 域外比率		3) 域内外貿易比率		4) ASEANへのFDI全体比率			
	輸出	輸入	輸出	輸入	域内貿易	域外貿易	① 域内	② 域外	③	④域内
BRU	13.9	48.4	86.1	51.6	19.6	80.4	0.3	1.3	1.1	5.6
CMB	12.4	35.4	87.6	64.6	23.4	76.6	0.9	0.8	0.8	25.1
IDN	20.7	32.3	79.3	67.7	26.1	73.9	31.7	12.4	16.9	43.3
LAO	55.0	71.1	45.0	28.6	64.0	36.0	0.2	0.3	0.3	17.9
MLY	24.6	27.8	75.4	72.2	26.0	74.0	10.1	10.6	10.5	22.2
MYM	48.7	47.8	51.3	52.2	48.3	51.7	1.2	na	na	na
	49.2	47.5	50.8	52.5	48.6	51.4	na	na	na	na
PHI	18.0	23.6	82.0	76.4	21.2	78.8	▲0.4	1.6	1.1	8.5
SIN	31.2	21.4	68.8	78.6	26.5	73.5	50.3	57.8	56.1	4.1
THA	31.8	17.0	68.4	83.0	24.3	75.7	1.2	8.5	6.8	20.2
VET	14.2	20.0	85.8	80.0	17.2	82.8	5.7	6.8	6.5	23.0
ASEAN	26.4	23.6	73.6	76.4	25.0	75.0	★93.0	★90.9	★91.4	23.4

注：(1) intra-trade, extra-trade とみに MYM の上段は 2012 年、下段は 2010 年、(2) 4) の①は ASEAN 全体による域内全体の FDI に占める割合、②は ASEAN 全体への FDI に占める域外からの割合、ただし、ミャンマーの数値は 2010 年、③は ASEAN 全体への FDI に占める割合、④は域内全体に占める各国の割合、(2) ▲はマイナス、★は ASEAN 5、na=not available。
資料：ASEAN, *Statistics of FDI in ASEAN 2012*, and JETRO 統計

表6 ミャンマーの直接投資認可額

	89-94~95	1990	1995	1997	2000	2002	2005	2007	2009	2010	2011	2012
認可件数	130	22	39	56	28	9	5	8	5	25	13	—
認可額	2,569	281	668	1,013	218	87	6,066	206	302	19,998	4,644	1,419

注：1) 単位は100万ドル、2) 05年が高いのはタイからの天然ガス開発への巨額投資(約61億ドル)が中心。
資料：ADB, Myanmar in Transition, *Opportunities and Challenges, 2012, and CSO, Statistical Yearbook 2010*

(2) 直接投資の目的と効果：FDIと経済成長

すでに言及したように、ミャンマーが少なくとも経済的離陸を達成しようとするれば、多国籍企業やさまざまな外国による支援に頼らざるを得ない。中でも、対内直接投資は最も重要なものである。そこで、重要なのはどうすればミャンマーがFDIを呼び込むことができるか、である。外資依存型発展を目指す限り、FDIは決定的に重要である。そこで、直接投資が行われる目的や投資国の多国籍企業が何に関心を持つかを見る必要がある。一般に、対外投資を行う側には、様々な目的が指摘されている。たとえば、①進出先に存在する安価な労働力の獲得・生産コストの削減、②自社製品の販売シェアの拡大・販売拠点の設立、③関税の回避、④貿易障壁の回避、⑤天然資源の確保、⑥投資収益(国際収支上の所得収入)の確保、などである。

直接投資はまた貿易構造にも影響する。1つは最終財の貿易に与える影響で、現地生産により貿易が無くなる輸出代替効果、輸出国が変わる輸出転換効果、進出国で生産した生産物を本国に輸入する逆輸入効果、

などがある。また中間財には、投資国での最終財の生産のため、本国から中間財を輸出する輸出誘発効果、投資国での最終財を生産するため、本国への中間財輸入が無くなる輸入代替効果および、投資先での最終財の生産のために中間財輸出国が変わる輸入転換効果、などが指摘されている。

これらは直接投資を実行する側の問題であるが、問題は直接投資を受け入れる側に与える効果にも注目する必要がある。国による相違はあるが、さまざまな側面が指摘されている。たとえば、資本蓄積効果、貿易拡大・外貨獲得効果、投資の増大効果、雇用拡大効果、競争の活発化で効率性が増す競争促進効果、技術移転とそれによる生産性上昇効果、などで、それらがすべて生産の拡大につながり、経済成長の促進効果が期待できる。これらは受け入れ国側にとって、概して直接投資のプラス効果であるが、マイナス効果もありうる。たとえば、受け入れ国の地場企業が起業機会を喪失することで自律的な工業発展を阻害し、外国企業依存体質を生み出す。国によっては、環境破壊も指摘される。

表7 ミャンマーへの国別 FDI 累計額 (1988~2012年3月まで)

順位	投資国	件数	(1) 金額	構成比	件数	(2) 金額	構成比
1	中国	34	13,948	34.27	50	14,189	32.48
2	タイ	61	9,568	23.51	66	9,979	22.85
3	香港	38	6,308	15.49	57	6,446	14.76
4	韓国	49	2,941	7.23	83	3,037	6.95
5	UK	52	2,759	6.78	60	3,045	6.97
6	SIN	72	1,804	4.43	93	2,436	5.58
7	MLY	41	1,026	2.52	46	1,625	3.72
8	FRA	2	469	1.15	2	469	1.07
9	IND	6	262	0.64	9	283	0.64
10	USA	15	243	0.60	—	—	—
11	IDN	12	236	0.59	—	—	—
12	HOL	5	216	0.59	—	—	—
13	JPN	24	145	0.53	37	274	0.62
14	PHI	2	531	0.36	—	—	—
	その他	54	531	1.30	91	1,382	3.16
	合計	467	40,699	100.00	600	43,676	100.00

注：1) 金額の①は 1988~2012年3月、②は 2013年8月31日時点、2) 順位は金額①の順位
資料：AZ Insight Volume 57, May 2-13、および国際協力銀行「ミャンマーの投資環境」2013年11月

他方、投資国にもマイナス効果がある。たとえば、産業の空洞化現象が起きる。たとえば、国内投資の減少効果、雇用の喪失効果、国内企業の減少と新規企業参入の抑制効果、などである。問題はミャンマーがこれらの理論的・一般的な問題を考慮しているだけの余裕があるかどうかである。

さらに世界経済全体として見れば、対外投資は国際貿易の流れを生み出すことで、関連企業の国際ネットワークの構築や多国籍企業の流通、販売、マーケティング戦略における海外子会社の重要性の向上などを通じて、世界経済の統合を促進する効果もありうる。そうした動きが有効性を持つには、進出した企業の輸出入活動が活発であることが前提になると同時に、受け入れ国側にも直接投資が有効に機能するための

様々な条件整備が必要となる。たとえば、人材の供給能力、投資法や会社法などの法制度の整備をはじめ、地域の自由貿易圏への参加、輸出加工区や工業団地の設立などである。

このように、投資国・被投資国による相違があるとはいえ、概して直接投資が持つ多くの利点から、現在では一種の FDI 獲得競争さえ生まれている。それは FDI と経済成長との間で、次のような因果関係が指摘されるからである。「経済成長が FDI の成長の原因ではない」という帰無仮説はフィリピン、シンガポールを除く多くの国で棄却される。つまり、経済成長が FDI を促進する要因でありうることを示している。逆に、FDI が経済成長の原因ではないという帰無仮説は全ての国で棄却できない。この結果

から見ると、経済成長こそが FDI を誘起し、その逆ではない可能性が高い。」〈尾崎タイヨ「アジア各国の FDI 受入と経済成長」(http://www.kyotogakuen.ac.jp/~u_econ/society/treatise/pd/15_1_ozaki.pd)

(3) ミャンマーへの FDI

FDI の受け入れ額は 1989 年から 2009 年までの 20 年間に累積で件数は 430 件、金額は 160 億 6,200 万ドル (1988~2009 年では 157 億 6,700 万ドル) であったが、2010 年だけで件数は 10 件、金額は 199 億 9,800 万ドルに達し、民主化宣言 (改革開放政策) が行われた 2011 年には 1 年間で、件数は 441 件、金額は 319 億 5700 万ドルに達した。その後も徐々に拡大し、順調に増加し続けているように思われた。ところが、2012 年にはわずか 14 億 1,900 万ドルへと急減し、決して楽観を許さない状況となっている。

このように、ミャンマーへの FDI の特徴の 1 つはその規模が小さいことである。また第 2 の特徴は、表 8 からわかるように、投資部門や一部投資国に偏り、製造業、工業団地、農業など工業化に不可欠な分野への投資がほとんどないか、少ないことであろう。その意味で、現政権の政策は現状では成功しているとは言い難い。もっとも、期待するほどの FDI が得られない中で、短期的・かつ緊急に必要な FDI と長期の持続的発展に必要な FDI との均衡をどうとるか、ミャンマー政府の腕の見せ所でもある。

また、第 3 の特徴は、すでに指摘したように、表 7 からミャンマーへの国別直接投資額を見ると、投資国が偏っていることである。1988 年から 2012 年 3 月までの FDI 累計額で中国が最大であり、その内容は水

力発電所や原油・天然ガスのパイプライン建設など、大規模な投資が中心であった (1 件当たり 4 億 1,000 万ドル、2 位のタイが 1 億 5,685 万ドル)。それは確かに必要な投資であるが、工業化の実現には偏った投資と言わざるを得ない。つまり、ミャンマーにとって工業化の実現にとって、当面、最も必要な条件は、電力を含むインフラの整備と同時に、労働集約的な軽工業を中心に、製造業への投資と農業の近代化・多様化を目指すことであろう。それには普通教育をはじめ職業教育や技術移転などを可能にする人材育成や、豊富な資源を持つ観光などにエネルギーを投入すべきであろう。これらはほとんど重視されておらず、産業構造の高度化の面からも経済法則に合致しない偏ったものというべきであろう。

FDI の部門別動向を見ると、表 8 が示すように、1989 年から 2010 年では、FDI の 40%以上が石油・ガス向けであったが、2010 年以後は電力が最大となった。しかし、電力はインフラ充実の観点から工業化に資するとはいえ、製造業にはわずか 5%程度に過ぎず、この表に示す分野以外にはほとんど向けられていない。雇用効果の大きい労働集約的な製造業への投資をいかに拡大するかが今後の大きな課題である (もっとも、2014 年 3 月 3 日の『日本経済新聞』によれば、最近の FDI の動きについて、以下のように伝えている。2013 年 4 月から 2014 年 3 月までの FDI は約 40 億ドルで、前年度比 3 倍、輸出が好調な縫製業などの製造業への投資が全体の 5 割 (半分)、他にはタイ、ノルウェーからの通信業向けが 20%、観光業向け投資も好調である、と伝えている。)

表8 ミャンマーの主要部門別 FDI

	① 1989~2010	シェア	② 2010~2012	シェア	③1988~2012	シェア
製造業	1,637	5.12	498.3	1.91	2,127.4	5.09
電力	11,342	35.5	12,926.5	49.60	19,237.7	45.99
石油・ガス	13,448	42.10	10,736.3	41.19	14,134.8	33.79
鉱業	2,404	7.52	1,431.1	5.49	2,827.0	6.75
ホテル・観光	1,065	3.33	300.0	1.12	1,349.6	3.30
合計	31,944	100.0	26,061.0	100.0	41,828.0	100.0

注：金額は100万ドル、シェアは%、①は1989~2010年、ただし2010年は4~12月まで。
資料：http://www.ide.go.jp/English/Publish/Download/Brc/pdf/05_chapter7.pdf およびJETRO統計

表9 CLMV とタイの社会インフラ指標

	MYM	LAO	CMB	VET	THA
1)成人識字率(%),2003~09	92.0	73.2	77.6	92.8	94.2
2)初等教育就学率(%)	96.9	74.7	79.5	96.4	87.5
3)中等教育就学率(%)	49.0	43.5	42.0	75.7	83.5
4)高等教育就学率(%)	3.1	11.6	5.4	15.9	48.3
5)国土面積(sq.km)	676,578	236,800	181,035	330,957	513,120
6)発電設備容量(100万kw)2008年	1.84	0.72	0.39	13.85	40.67
7)道路総延長(〈1000km〉)	27	30	38	160	180
8)道路密度(km/km ²)	41	129	217	516	352
9)道路舗装率(%) 2003~08年	11.9	13.5	6.3	47.6	98.5
10)電力消費量(一人当たりkwh)2012年	85	339	104	935	1,962
11)電化率(2009年)	23.17	55.0	24.0	97.6	99.3
12)乳児死亡率〈2002~04年〉	75	62	98	16	18
13)電話普及率(人/100人)	1.3	12.4	7.8	30.2	53.7
14)携帯電話契約者(人/100人)2010年	1.2	64.6	57.7	177.1	100.8
15)インターネット利用者(人/100人)2009年	0.2	6.0	0.5	26.8	20.1

注：1)~8)は2003~2007年、9)~11)は2000~05年、

資料：ADB, *Key Indicators, 2007 and 2010*, および総務省『世界の統計2012』

2011年のミャンマーの電力消費量は7,698GWh, 一人当たりでは120kWhにすぎない。

電化率は表のミャンマーは2011年、2009年は13.0%、Electricity Consumption Country Ranks, http://www.photius.com/rankings/economy/electricity_consumption_per_capita_2012_0.html

特に、最近では、石油・ガスへの割合は徐々に減少し、電力を初め、鉱業（金、電気銅地金、鉛地金、銀地金、スズ精鉱、スズ・タングステン混合精鉱および石炭であるが、採掘量で多いのはスズ・タングステ

ン、スズ精鉱）などへの比率が高まっている。工業化を推進するには電力供給量の拡大は不可欠の要素であることから、大幅な電力不足に悩まされているミャンマーで電力生産の拡大に向けた投資が増加すること

自体は望ましいことである。

表 10 CLMV とタイの業種別 FDI 承認額の構成比

	MYM			VET	LAO	CMB	THA
農林水産業	0.5	1.23	1.23	0.5	10.2	42.0	6
石油、ガス、および鉱業	47.7	41.36	41.47	5.9	25.5	—	12
電力/水力発電	51.4	46.40	46.37	2.5	36.8	—	—
ホテルおよび観光	0.1	2.59	2.62	9.0	1.6	40.7	—
サービス	—	0.76	0.77	5.3	15.7	8.2	16
製造業	0.3	4.94	4.80	41.3	7.8	9.1	66
不動産	—	2.57	2.60	32.3	—	—	—
建設業	—	0.09	0.09	3.0	2.4	—	—
その他(サービス)	—	0.06	0.05	0.2	0.0	—	—

注：1) ミャンマーの左は 2006~2010-2011,真中は 2012 年、右は 1988~2012 年 3 月の累計額、ただし、製造業には工業団地も含み、サービスには輸送及び通信を含む、ベトナムは 2005~2010、ラオスは 2005~2010、カンボジアは 2011 年、サービスはインフラ・サービス、製造業は工業、タイは 2010 年、2) 単位は%

資料：Foreign Investment in Myanmar, A Resource Boom but a Development Bust?, JARED BISSINGER
http://www.academia.edu/1534773/Foreign_Investment_in_Myanmar 「タイの投資環境」
http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv-report_ja/2012/10/2984/jbic_RIJ_2012005.pdf、
 石油天然ガス・金属鉱物資源機構「ミャンマー連邦共和国の投資環境調査、2013 年」平成 25
 年 3 月、AZ Insight volume 57, May 2013, および「カンボジアの投資環境」
https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv-report_ja/2013/04/2985/jbic_RIJ_2013001.pdf

こうした動きは発展段階や国情の相違もあって、他の CLMV 諸国とは大きく異なる。表 10 から業種別の FDI を見ると、ミャンマーとやや類似するのはラオスであるが、他の国は農業や観光(カンボジア)、さらには製造業(ベトナム、タイ)への直接投資が大きな比重を占めている。ミャンマーが工業化を図ろうとすれば、当然製造業への投資が必要となるが、それにはまず農業の発展と、工業化に必要なインフラや工業団地の充実などに努力すべきであろう。

3. ミャンマーへの直接投資を拡大するには

(1) 直接投資の理論：ダニングの OLI 理論を中心に

ミャンマーへの直接投資が少ない理由を知るには、一般的に FDI に関する理論がある。FDI にはプラス・マイナスの両面があるが、多くの研究が FDI のプラスの経済効果の存在を証明している。やや難しい話になるが、直接投資の理論的な説明は数多くあるが、中でも注目されるのはダニングの OLI パラダイム(ないし OLI 理論または折衷理論とも呼ばれる)であろう。それによれば、次の 3 つの条件が充足されることで、FDI が実行されるとの見方を示している。すなわち、①所有ないし所有者の優位性、

②立地上の優位性、および③内部化の優位性、がそれである。こうした見方は企業が対外進出する際、進出先の現地企業に対し、不利な状況を克服するために、現地企業以上の優位性を持つ必要があるとするハイマーやキンドルバーガーの考えを出発点としている。そこで、これは今日、「ハイマー・キンドルバーガー命題」として知られており、ダニングはこれを継承して対外直接投資、輸出およびライセンスの選択を決定するに当たり、上記3つの優位性を使用することで、論理的に説明しようとした。

まず所有（または所有者）の優位性とは、多国籍企業が特殊な有形・無形の資産の集合体であり、内部的に公共的性格を持った平均以上の資産を保有するものとみなす。企業の特殊資産とは、優れた生産技術とか、生産管理や組織体系、マーケティング・システム、資産調達、人的資本の貯蔵、営業や経営のノウハウ、ブランド名、などである。これらは通常、企業の競争力といわれるものに等しい。

立地上の優位性とは、本国ないし投資先国で進出企業がもつ優位性のことである。企業があえて海外に事業展開するには、自国で生産し輸出するより有利な何らかの理由が無くてはならない。たとえば、投資先には天然資源や労働集約的なアパレル産業や履物産業などにとっての低コストの労働力の存在、進出先に固有の支援産業の存在、社会資本や低い法人税などの政策的な要因が存在することも重要な要素である。

このように、進出先に企業を立地させて

初めて得られる優位性が立地優位性である。次いで、内部化の優位性と呼ばれるものがある。これがFDIの成功には最も重要視される。内部化の優位性はコースが企業の存在理由を説明したとき採用した取引コストの概念を援用したものとされる。コースは、企業の存在理由は市場に代わって経済的取引を内部組織で管理統制することで、より効率的に資源を活用できることにあるとした。たとえば、企業が日常的に必要な労働力を原料とか中間財のように、そのつど市場で調達するとすれば手間暇がかかり、かえって非効率になる。そこで、労働者の労働意欲を高めるには市場を通じてではない労務管理とか社員教育をすることで、労働者の効率的な活用が可能となる。そこに企業の存在理由がある、と。そこで、知識や情報などの取引コストを自社内で活用できる能力が内部化優位性ということになる。

ダニングは所有の優位性を「市場を内部化する多国籍企業の組織そのものが有する能力」とみなすのに対し、内部化の優位性を「市場の失敗に対処して、内部化を行おうとする多国籍企業の意味」だとして、両者を区別している。

（2）ミャンマーの立地上の優位性とは何か

このようにダニングは3つの優位性が存在する場合に初めて企業はFDIを実行して成功できるとみなした。つまり、それら3つの優位性の1つないし2つがあるだけではFDIが効率的に行われることはない。たとえば所有の優位性を保有しなければ、元

来、企業は対外ビジネス活動を行うことはできない。その意味で、企業に特殊な優位性、すなわち所有の優位性がまず必要となる。だが、かりにそれを保有していても、それを国際ビジネス活動に外国で利用できるだけの知識や情報、つまり内部化の優位性が無ければ、進出企業は所有の優位性を、ライセンスを通じて利用するだけ終わり、わざわざ海外に出かけて FDI を行うところまで行かない。ライセンスを販売しないで、子会社などによって自ら経営、つまり内部化の方が利益を期待できる可能性が高いからである。また、内部化の優位性を保有しているだけで、立地の優位性が無ければ、輸出を通じて国際ビジネスを展開するだけとなる。

このような観点から、ミャンマーで多国籍企業はいかなる意味を持つかを検討してみたい。まず FDI が行われるための 3 つの優位性の中で、所有の優位性と内部化の優位性は直接投資を実行する側に関連する。もう 1 つの立地上の優位性がミャンマー側に密接にかかわる問題である。先進諸国の多くの多国籍企業は所有と内部化の 2 つの優位性を備えていることは十分考えられる。そこで、問題はミャンマー側に立地の優位性はどの程度あるかを検討する必要がある。

先に見たように、OLI 理論では 3 つに優位性が指摘されている。ミャンマーへの側に関わる優位性の中で、FDI を実行する側にとって重要なのは立地優位性である。つまり、ミャンマーへの FDI を決定する優位な要因とは何かである。

それはまず一般に最もよく指摘される有望な部門を挙げると、まず高い識字率を持ち、安価で豊富で、比較的教育レベルが高く、勤勉な労働力の存在であり、縫製、電子部品アセンブリーなどの労働集約的産業に適合するものである。2 つ目は石油、チーク、石炭、天然ガス、亜鉛、タングステン、宝石類、電力などの豊富な資源と広大な耕地、そして 3 つ目はホテル、観光産業などを中心としたサービス部門である。さらに、治安の良さ、ビジネスのし易さ、英語や日本語などの語学力（最近では日本熱が盛ん）、地域共同体への参加、などあり、日本向け輸出には特惠関税が適用できる(日本の関税暫定措置法第八条二の 3 に基づく)ことも重要であろう。

これらの他にも、人口と生産年齢人口の多さ、すでに進出している国と地理的に近いこと、それら地域との連携が容易なこと、日本との歴史的つながりから比較的親日的なこと、他の進出地域との相対的優位性、などが指摘される。

これらの要因は重要ではあるが、それより重要なのは政府の態度と指導力である。たとえば、ミャンマーが工業化を達成するには、様々な産業や企業の発展が不可欠であるが、それらをミャンマー自身で短期間を実現できる部分は限定される。そこで、期待するのは多国籍企業による FDI であり、それをどう実現するかは政府の対外政策に大きく関わる。ミャンマーの FDI 政策の主内容は、基本的にミャンマーの開発政策に沿うものである。すなわち、①市場経済の

構築、②民間投資と企業家活動を奨励すること、③貿易とインフラ整備などを中心に直接投資を対外的に開放すること、などを中心としている。テイン・セイン大統領も「我々の門戸は開かれており、改革を進め、国と国民の発展に必要な投資を誘致する」と述べているように、FDI 拡大への期待の大きさを示している。特に、FDI が有望な分野は自然資源、労働資源およびサービスを活用できる部門とみなされる。

しかし、これだけでミャンマーへの企業進出が活発化するかと言えば必ずしもそうではない。1 つには、多くの障害や課題が存在するからである。その代表的な要因が第1 にインフラ不足である。中でも電力と物流、それに人材不足を指摘する人が多い。これらはカンボジアやバングラデシュなども共通する。

これらの優位点に対し、非優位性ともいえる要因も存在する。たとえば、これまで見たようなインフラ問題やビジネスに関わる様々な要因のほかに、政治的安定性や政治的指導者や経済的知識への疑問、蔓延する腐敗、少数民族問題、指導者や技術者の不足、ビジネス経験、特に国際ビジネス経験の不足、経営のノウハウや生産・経営管理能力不足、などである。どの国も、同一の経済政策を実行すれば同じ経済的成果が出るわけではないのは、単なる経済要因だけで説明できない非経済的部分が関わるからである。

4. 「工業化の需給理論」と経済社会モデ

ル

(1) 経済発展への経済的要因と社会的要因の必要性

さらにミャンマーが中長期的な発展を期待するならば、それは上記の要因だけでは説明しきれない。これ以外にもっと幅広い学際的視点から見る必要がある。一般に西欧社会の経験から理論化した、ロストウの経済成長の5段階論の1つである離陸を実現する場合、政治的・社会的要素の必要性も当然とみなされる。しばしば指摘される社会的な能力も、経済学的視点だけでは説明できないことを表している。しかし、離陸を達成した後も、引き続き発展を持続することが必要となる。その場合、先進諸国の事例でみると、そこでは伝統的な経済発展モデルが示すように、生産要素を中心とした経済的要因が大きな意味を持つ。しかし、それはあくまでも、第1 に、資本も技術も質の高い人材育成も自力で準備できる場合に限られる。もう1つは経済的要因だけではいつまでも外部に依存するしかないため、経済の近代化に合わせて、政治・社会の近代化、たとえば民主化を進めることである。

まず、経済的要因だけで離陸は達成できない。また後から出発する国が有利になるという、いわゆる「後発性の利益」(またはガーシェンクロンの工業化仮説) から見ても、そこには経済的要因ばかりか政治的・社会的要因の重要性を知ることができる

(この点に関する詳細は、以下を参照せよ。筆者の未発表論文「近代化と中所得の罫」およびアジアの経済発展と経済社会モデ

ル」、以下前者を「中所得の罫」、後者を「経済社会モデル」と呼ぶ)。

このほかにも、経済モデルの受容には経済的要因と同時に、多くの要因が動員されなければならない。その点について、少し詳しく見てみよう。その理由は、非西欧社会が工業化を通じて、経済発展する場合、ほぼすべてが「キャッチアップA型」にならざるを得ない。何にキャッチアップするのかといえば、第1は西欧社会の経験から生み出された工業化ないし経済発展モデルである。それはすでに定型化されており、その意味で、工業化は完成した1つのモデルであり、あらゆる社会にとり、供給要因と考えることができる。すると、その供給要因をどのようにして受容するのかといえば、受容国の社会的能力、筆者の言葉で言えば、需要要因に基づく社会的受容能力(CSS)またはキャッチアップ能力(CYC)である。筆者が考えるSCCは社会的能力(SC)と類似の概念であるが、SCというだけでは、その内容にやや具体性を欠く。

そこで、内容を明確にする1つの試みとして、筆者の「工業化の需給理論」を提起したい。それは工業化モデルを供給要因とすると、それを受容・摂取するには、受容する側の需側要因が必要である。キャッチアップとは、この工業化モデル(供給要因)を伝統的社会が持つ需要要因とを調和させることだというのが、筆者の「工業化の需給理論」の骨子である。その意味では、キャッチアップというより、単なる模倣能力とか摂取能力と言った方が適切かもしれな

い。なぜならキャッチアップとは単に追隨するものが先駆者に追いつくことだと考えるとすると、競争の開始が遅れただけという、量的・相対的な概念を感じさせるからである。現実はそのではなく、先進技術や文明そのものを単に模倣し、徐々に改良し、発展させることで、欧米の技術水準や経済水準に達することである。欧米の経済水準に達することだけを見れば、確かにキャッチアップであるが、それだけで本当に欧米社会にキャッチアップしたといえるかどうか、つまり技術開発力など、欧米社会とある程度同一の能力を発揮できるのか、という疑問は残る。しかし、ここではそうした状況をあえてキャッチアップと呼ぶことにしよう。

いま需要要因について、簡単に規定しておこう。それは西欧で生まれた工業化モデルを可能な限り効率的に伝統的社会に移植するために、受容する社会が持つSCCないしはCYCを構成する要因である。その意味で、キャッチアップ能力は伝統社会がどの程度、近代化され、工業化モデルの摂取に適合的かが問題である。

このSCCと類似の概念が社会的能力であるが、両者の間には若干の相違がある。それは社会的キャッチアップ能力が、欧米社会への、単なる技術的側面に限定されず、西欧科学技術文明へのキャッチアップないし模倣能力であるのに対し、SCは欧米での工業化の波及過程における、主として技術吸収能力ないし技術開発能力のことである。ここでは欧米と非欧米を区別しないために、

技術革新が生まれる社会的基盤を同質的とみなし、需要側要因を特に問題にしていない。なぜなら、そう考えると、同質の社会と異質の社会を考察するのでは、大きな違いが出てくる（詳しくは、筆者の『アジアの経済発展と日本型モデル』文真堂、1995年、を参照、以下『日本型モデル』）。

このため、SCCが必要な国には多様な社会が入るため、国により、またその国が置かれた状況に応じて大きく異なる可能性がある。このように、キャッチアップ型発展を想定する限り、単に経済要因ではなく、社会的要因を考慮しなければ詳細な分析は難しいと筆者は考える。

(2) 社会的能力とキャッチアップ能力

そこで、SCCの構成要素である需要要因について少し具体的に考えてみたい。需要要因は極めて複雑多岐にわたるため、すべて取り上げるのではなく、単純化して、経済発展に及ぼすプラスの直接的要因と間接的要因、もう1つは経済発展へのマイナスの直接的要因と間接的要因を区別してみよう。それらは残念ながら数値化できない要因もあるため、その選択にはある程度、主観的・恣意的にならざるを得ないことをあらかじめお断りしておきたい（詳細は、「アジアの経済発展と経済社会モデル」を参照）。

まず簡単に経済発展の促進要因には、PR（直接的促進要因）とGR（間接的促進要因）とが考えられ、それらは以下のとおりである。PRにはマクロレベルでは、先見性などを持った政府の工業化への積極的かつ合理的な態度、正しい方向の明示、ガバナ

ンス、産業政策や経済計画などの、断固たる実行と成果、強くて優れた指導者（この点の詳細内容は、筆者の、「日本経済が陥った「高所得の罠」の原因と政府の新たな役割」、北京大学『日本学・第19集』2014年、発行予定、を参照、以下、「高所得の罠」とする）、ミクロレベルでは国民のハングリー精神や政府の政策への積極的な対応や断固たる行動（たとえば明治維新当時の国民の語学熱や教育への熱意など、さらに長期的には革新的かどうか）、企業家精神に富んだ人材、勤労意欲の高い国民、節欲の精神を持つ国民、などが考えられる。

またGRに入る要因としては、マクロレベルでは、優れた官僚組織、強いナショナリズム、ソーシャル・キャピタルの有無、PR,GRの双方に関わる要因として、自由競争の容認、欧米科学技術文明への受容的態度、先進文明への受容経験、立地上の優位性、ミクロレベルでは伝統的価値観（たとえば、現世利益主義、秩序維持的ないし組織に従順な国民性、強い倫理観、アジアではアジア的価値など）、などが考えられる。

これに対し、経済発展の阻止要因にも、一般論として経済・社会的な要因が考えられる。それもAP（直接的要因）とAG（間接的要因）とが区別できよう。APにはマクロレベルでもミクロレベルでも、容易に転換できない宗教的影響、つまり現実にはイスラム中心諸国などの西欧科学技術文明や近代化の否定、反民主化勢力などを上げることができよう。AGには近代化ないし工業化への否定的ないし無知で無関心な政府

(社会主義的ないし共産主義的政権)、ソフトステート(腐敗・規律の欠如など)、軍事独裁政権、民族・部族問題などによる政治・社会的不安定、ミクロレベルでは反政府勢力の動き、法の支配の無視、経済発展に動員できる伝統的価値の欠如、などを上げることができる。その一部が強力に作用する場合にはAPに入れることも可能であろう。これらの要因は政治、経済、社会、文化との関連を指摘できるが、それらの影響度の差などは国によって異なり、判定しがたい。いずれにせよ、その成否は別として、理念的に言えば、経済の近代化には政治・社会・文化の近代化という欧米社会が通った道を歩むことはほとんど不可能ではあるが、長期的には必要なことかもしれない。

またこれらは需要側の要因だけを考えたが、それらの一部は供給側にも関わる。たとえば、政府は外部から資本を導入するなり、制度上貯蓄を増強することも可能であり、それらは資本蓄積に関わる。また外国技術の導入、教育や人材の育成を図れば、生産関数を上方にシフトでき、それらが需要要因と調和することで、さらに経済発展を促進できる。需給両面で、重要なカギを握るのは基本的に政府の役割であり、優れた先見性や指導力など、政府の質こそは決定的に重要となる。政府の役割は経済的・量的にのみ考慮すべきではないであろう(上記、「高所得の罟」を参照)。

5. ミャンマーの経済発展と政府の役割

(1) 経済社会モデルによる経済発展パ

ターン

これらを前提に、いま下図のように図式化してみよう。まず、直接的要因を縦軸にとり、上のPRに向かうほどプラスの直接性が高くなり、下のAPに向かうほどマイナスの直接性が高くなるとしよう。もう1つは横軸の関係で、左のAGに向かうほど直接性が高くなり、右のGRに向かうほど間接性が高くなるとしよう。その結果、これらを考慮した図を二次元空間で示すと、以下のようなになる。

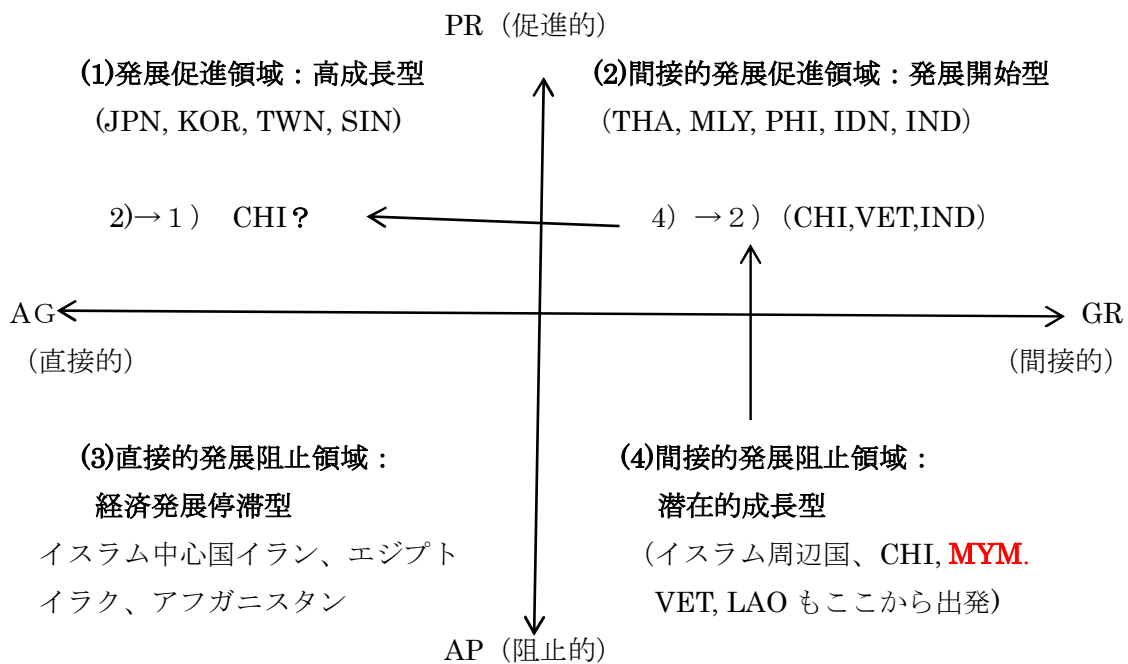
まず、(1)で示す領域はPRとAPで囲まれており、経済発展への促進要因が直接的に働く領域を示す。これは経済発展モデルの摂取に最も適合的な空間を意味するもので、いわば先進国入りが可能となるほどの高成長が期待される。ここにはすでに先進国化した日本を初めアジアNIEsが入り、順調にいけばやがて中国が入ってくる可能性がある。中国は比較的短期間に(4)から(2)へとシフトし、現在は(2)にとどまっているが、今後の発展次第で{1}へと向かう可能性がある。(2)にはASEANの多くが位置しているが、後発のASEANの中ではベトナムだけがシフトし、またインドも(4)から(2)にシフトしつつあるとみられる。いずれも今後の発展次第で、さらに(1)へとシフトすることを目指す。

次いで、(2)の領域は経済発展の促進要因が間接的にしか働かない場合である。このため、経済発展が過渡期であるか、成長率は加速せず、5~7%程度の状態が続く可能性がある。しかしこの領域は離陸期を

含むもので、開発段階としては重要である。この領域に入るのは、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、などで、これらの国はすでにかかなりの期間この領域にとどまっており、いわばある種の「中所得の罨」に陥っている可能性もある。さらに(4)からこの領域に入ってきている国が最近の

ベトナムやインドであり、これらの国がある程度短期間に(1)へと進むことができれば、先進国化も可能である。その場合、指摘しておきたいのは、いずれも外資依存型によらなければ、(4)からの脱出は困難だということである。

図 経済社会モデル(イメージ図)



そのことは(4)から(2)へ、そして(1)へと進む可能性がある中国も、その他の国も同様である。そこで、この領域から脱却できなければ、「中所得の罨」に陥る可能性が出てくる(この点の詳細は、筆者の「中所得の罨と高所得の罨」(仮題)、未発表論

文、を参照)。そうならないようにするには、外資依存度を縮小し、自らの技術開発力を高め、様々なSCCを向上させる必要がある。とりあえず経済発展を開始し、離陸を達成するにはまず(4)から(2)へのシフトが重要であり、長期的には(1)の領域に入

ることが必要である。多くのアジア諸国は外資依存型経済発展を続けており、どうすれば国民経済システム (NES) の構築と基本的に NES により、自律的経済発展が実現可能な体制を整備できるかが重要であろう。経済発展の観点からすれば、以上の 2 つの領域が重要であるが、経済発展が困難か不可能に近いケースとして、(3) と (4) についても簡単に見ておこう

(2) ミャンマーの経済発展をどう見るか

上の図に従って、ミャンマーの現状を解釈してみよう。ミャンマー経済が長く停滞したのは、経済発展に反する政治・経済体制や政府の態度や政策が不適合だった (つまり、AP が強力に働いた) からであり、経済発展への開始が遅れたのも、社会主義的体制とその後続く軍事独裁体制により、経済発展の開始が遅れたことが大きな要因である。その結果、現在もなお (4) にとどまる。そこで、(4) から出発するミャンマー経済が (2) にシフトできるか否かは、これまでの体制を転換して経済発展に適合的な国内経済政策を実行し、政治的には民主化を進め、社会的にはさまざまな発展に資する法制度作り、少数民族問題を解決するなどして、政治社会の安定を図り、国民の信頼と支持を得ながら、経済発展の促進要因をいかに強力に動員できるか、である。

それと並行して、外資依存を続けるかぎり、政府の対外政策を適切に実施できるか否かも重要である。つまり、外資の誘致に必要な立地上の優位性などを高めるために

も、とりあえず政府が率先して自ら発展に必要な法制度の整備をはじめ、インフラや工業団地の設置、人材育成など、あらゆる投資環境を整備すると同時に、内外からの支持・支援をどう拡大するか、いかに適切な産業政策や経済計画を実行し、外資を獲得するか、などが重要である。要するに、国内改革も重要であるが、それと並んで、当面、需要要因を整備しながら、外資依存型の発展戦略を成功させるしか方法はない。それに成功することで、短期中期的に一定の成長が実現できる可能性はあるが、それと同時に、長期的には NES の構築と政治・社会の近代化にも努力する必要がある。それらに失敗すれば、再び独裁体制を生み、長期に苦しみ続ける可能性も否定できない。

6. ミャンマーの経済発展と投資環境

(1) ミャンマーの産業政策

ミャンマーが持続的発展の条件を自力で作りに出すには相当の期間が必要であるが、短期間に一気に解決するには、国内要因と同時に、多国籍企業など外部に依存する以外に方法はない。その中で、中心的な役割を果たすのが FDI である。ミャンマー政府自身もそれを最も重要な目標に据えており、そのことが多国籍企業にとっても立地上の優位性の形成要因の 1 となる。

ミャンマーの FDI 政策は産業政策や経済計画など、国の政策目標に合致した形で行われている。国家の政策目標とは、経済面で見れば、第 1 に工業化をはじめあらゆる発展に向けて、まず農業の持続的発展の実

現、2番目は地域ならびに各州の間の公正かつ均衡のとれた発展の実現、3番目は国民全体の包括的発展、などである。

これらの目標を実現するには、多くの政治・経済・社会改革が必要であり、現政権も苦闘しながらも、それらに懸命に取り組む姿勢を示している。ここでは、FDIとの関連に焦点を絞って考えると、FDIと密接に絡む目標は第1の工業化と、その前提となる農業革命の実現であり、それらに関連する様々な条件や環境をいかにして構築するか、である。

ミャンマー政府が究極的に追求するのは、他の多くのASEAN諸国と同様に、工業化、それも重化学工業化であり、さらにはその先の先端科学技術集約的で知識集約的な技術・知識集約的先端産業を中核とした、高付加価値構造の構築であろう。それにはミャンマー政府が現在、いかなる産業政策を取ろうとしているか、それが将来にどうつながるのか、を見る必要がある。その目標は、①重工業の確立につながる中小企業の発展、②輸入代替生産物と輸出志向生産物の生産の促進、③民間部門の促進、④技術移転、生産方法および投資促進の面での協力の要請、④自然資源の効率的利用、⑤人的資源開発の促進、⑥エネルギー資源の効率的利用と保護、⑦グリーン技術の促進、などに置かれている。

軍事政権下では主として農業や資源開発など主として第一次分野が重視されてきたが、現政権下ではASEANとの統合の緊密化やグローバル化の影響を受けて、産業発

展を重視するようになり、産業の発展と農業部門を同時に発展させるため、2011年4月、産業発展委員会（IDC）が再編成された。つまり、ミャンマーの産業政策はIDCが実施主体となり、その目標を以下に置くこととなった。中小企業の発展と重工業の発展と拡大の促進と、輸入代替化と輸出志向の比率を高めることである。その結果、軽工業（中小企業）、輸入代替産業、輸出志向産業、労働集約的産業、重工業、に優先順位を与える。

その場合、具体的には、環境に優しい先進技術に基づく軽工業、クリーンでグリーンな産業、エネルギー節約的、エネルギー保護、それに再生可能エネルギーを使用する工場、水の浪費や有害な産業廃棄物などの無いプラントによる環境保護的な産業の育成、産業部門に高い技術を持つ人材供給可能な大学などの高等教育機関や産業訓練センターの設立、国際的な資格を持つ技術者の産業分野への解放、などを特に重視することである。

これらの産業発展で重要なのは中小企業の育成であるが、それには人材の育成が様々なレベルで必要であり、政府もそのためのプログラムを設定している。重要な要因の1つは技術者や起業家など、高い能力を持った人材育成であり、そのためには様々な戦略や政策が必要となる。

(2) ミャンマーへのFDI決定因: ミャンマーの優位性と非優位性

(i) 新外資法の制定

当面、ミャンマーが目指すべき工業化政

策は輸出志向工業化政策であるが、そのことはミャンマーがすでに ASEAN 加盟国の 1 つであることでほぼ明白。なぜなら ASEAN は AFTA (ASEAN 自由貿易地域) を形成しており、2015 年の ASEAN 経済共同体に参加する限り、他の ASEAN 諸国との結びつきを緊密化することは当然であり、ASEAN 諸国のいずれをとっても輸入代替化による工業化政策を採用する国はないからである。それには域内での貿易や投資の拡大を初め、積極的に経済共同体への参加と貢献が必要なことは言うまでもないが、それ以上に域外からの FDI をいかにして拡大し、それを貿易へと結びつけて行くかがきわめて重要な課題となる。今後の FDI をどう誘致するか、という観点から見ると、現在のミャンマーにはいくつかの条件をクリアする必要があるだろう。その中で、ここでは外国投資法の問題とビジネス・コストの問題を取り上げることにしよう。

最初に、FDI を法・制度的にどう誘致するかという問題であるが、ミャンマーにおける外国投資法制の最大の特徴は、外国投資に対する参入障壁が法律上明瞭な形では存在しないことにあるといわれる。多くの新興国においては、外国投資の促進と国内産業育成のバランスを取るべく、一定の分野については外国投資を禁止する等、外国資本による出資比率を制限するなどの政策が採用されることが多い。これに対してミャンマーにおいては、現段階ではそのような意味での外資規制は明確な形では存在していない。ミャンマーにおける外国投資法

制は、大きく分けて、①国営企業法、会社法その他の法律や実務に基づく外国投資に関する規制、②外国投資法に基づく投資優遇策、および③特別経済地域法 (SEZ 法) に基づく特別経済地域への進出企業への投資優遇策の 3 つから構成されている。3 者の関係については、ミャンマーにおいては外国投資を広範に禁止する法律は存在しないため、外国の会社に対する規制 (上記①) が存在しない領域については、外国資本は自由にミャンマーに対して投資を行うことができる。これに対して、外国資本に対する規制が存在する領域については、外国投資法や特別経済地域法による外国投資優遇策の結果、外国資本による投資が許されることとなる。このように外国投資法や特別経済地域法 (特別経済地域法の最大の特徴は、特別経済地域 (SEZ) では、他の法律 (例えば、外国投資法、前述した外国投資に対する様々な規制、輸出入や為替管理に関する規制および労働法などに優先して適用) は、外国資本に対する優遇としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している。

ミャンマーが外資へと門戸を開放したのは 1988 年で、その年に外国投資法を制定した。そこではミャンマー投資委員会 (MIC) の許可を取得した外国投資家に対して様々な優遇措置を与えた。外国投資法は外国投資に対する規制立法ではなく、あくまでも外国投資を促進・優遇する立法であり、外国投資法の適用を受けるかどうかは外国投資家の選択に委ねられ、海外投資家に多く

の特権が与えられた。たとえば、外国企業に100%所有を認め、民間企業との合弁を認めた。合弁の場合、外資出資比率は総資本の35%以上とし、最低資本金は製造業が50万ドル、サービス業は30万ドル、その他に土地の使用や所得税の免税期間、さらに外資に許容された事業分野に関しても規定された。たとえば農・畜産・林・鉱業、食品、繊維、家庭用品、革製品、輸送手段（自転車・バイク、自動車など）、建築資材、パルプ製紙、化学物質・同製品、医薬品、鉄鋼製品、建設・建築業、運輸・通信、ホテルと観光業などである。逆に、外資への制限活動分野も規定された。それはミャンマー国内の民間企業にも制限された分野を中心としたもので、たとえば植林・森林管理、石油・天然ガスの採掘や販売など、真珠・ヒスイなどの宝石の採掘と輸出、魚介類の養殖、郵便・通信、航空・鉄道、銀行・保険、ラジオ・テレビ、発電、治安・国防上必要な名製品の生産、などの事業分野である。

これに対し、新外国投資法は、国内産業保護を主張する保守派と、改革・開放を通じて経済発展を目指すには外資の積極導入が不可欠と考えるテイン・セイン大統領との攻防の末、2012年11月によりやく成立した。これで外資に対する優遇措置が拡大され、FDIの拡大につながる事が期待される。最近のFDIの動きを見ると、欧米の投資家は依然として、ミャンマーの不透明性や不安定性に不信感を払拭し切れていないが、外資を呼び込もうとしてミャンマー議

会が2013年3月に、1958年紛争に関する外国仲裁判断の承認と執行に関する条約（ニューヨーク条約、契約の強制力に関連する）に署名することに同意したことで、外国人投資家に対し、契約条項がミャンマーでも執行できるとの信頼を与えることとなり、紛争問題に関する不信感の削減に貢献するものとみなされる（紛争の処理）。

一方で、MICは、とりわけ投資許可の付与または拒絶、および許可条件の執行について、実質的かつ日常的な権限を有し、新投資法ではその裁量に委ねられた部分が増えることで、外資導入に慎重な面も見え隠れする。新外資法と旧投資法では様々な面で相違がある（主要な相違は表11を参照）。新外資法ではMIC公告で制限ないし禁止する事業ないし合弁必須分野を除くすべての分野への100%の投資が認められた。

外国投資法が禁止するか制限する事業分野は、たとえば以下の可能性がある分野、民族の伝統文化や習慣、公衆衛生、自然環境・生態系、国内に危険や有害廃棄物を持ち込むこと、それ以外にも危険や害を与える可能性のあるものは禁止または制限される。それ以外にも国民ができる製造業やサービス、耕作農業、畜産業、海洋漁業なども禁止か制限される。具体的には、たとえば軍需品の製造、環境破壊に関わる事業、海外から輸入の廃棄物を扱う事業、宝石類や金を含む鉱物資源などの発掘・販売、電気の商業取引、印刷業とメディア事業の一体運営、固有の言語での雑誌などの印刷と出版、などである。

外国投資の規制される事業が個別に列挙されており、大きく分けて、①外国投資が原則として禁止される事業、②ミャンマー国民との合弁のみによって許可される事業、③特定の条件を付すことで許可される事業に分類される。

表 11 外国投資法の主な変更点

項目	新投資法	旧投資法
投資委員会 (MIC)	細則の制定と運用を管理 (任務と権限は第7条に規定) 初期投資、追加投資、投資撤退などについては MIC の許可 (MIC 許可) が必要。MIC の裁量権強化	
投資形態	MIC 認可を得て 100% 独資可能	100% 独資容認
投資業種	規定なし (MIC 許可必要)	制限・禁止業種規定
保証	契約期間内の国有化はない	規定なし
最低資本金	規定なし、ミャンマー投資委員会 (MIC) が政府の承認を得て決定	製造業：50 万ドル サービス業：30 万ドル
合弁の場合の外資出資比率	出資比率は当事者間の合意により決定 但し、禁止・制限分野での合弁事業については、施行細則に定める比率により行う	最低 35% 以上
土地の使用	MIC 許可の期限は、当初 50 年に加え、10 年の延長が 2 回まで可能 (最大 70 年) 国有地に加え、民間所有の土地も賃借可能と明記	MIC 許可の期限は、当初 30 年に加え、15 年の延長が 2 回まで可能
株式譲渡・資産譲渡に関する規制	MIC の認可を得て、株式・資産を他の外国投資家又はミャンマー会社・国民へ移転することが可能。	規定なし
MIC への投資許可申請手続きの所要日数	投資提案が提出されてから 15 日以内に、MIC は当該提案を受理するかどうかを判断。提案を受理後 90 日以内に、MIC は投資提案を許可するかどうかを判断。MIC 許可と営業許可の申請が一体化	MIC 許可を取得した後 に営業許可を申請すること、許可まで 3 か月程度必要
所得税の免税期間	事業開始から 5 年間 (1 年以内の利益の再投資には課税免除、一定の関税免除など 10 の優遇措置を付与可能)	事業開始から 3 年間
ミャンマー人の雇用義務	未熟練労働者はミャンマー人のみ雇用義務 熟練労働者、技術者等については、以下の比率での雇用義務：設立から 2 年以内：25%、設立から 4 年以内：50% 設立から 6 年以内：75%	規定なし (雇用の際、ミャンマー人優先、外国人の雇用には MIC の許可必要)

資料：<http://www.bugin-eri.co.jp/doc/r130411.pdf>、など。

新投資法にはいくつかの注目される点がある。その 1 つは、最低資本金に関する規制であるが、一時は最低資本金額が 500 万米ドルに引き上げられるとの案もあったが、

最終的には大統領の強い意向で削除された。しかし、資本金額は政府の承認を得て MIC が決定することとされ、不透明さが残る。また、投資優遇策としては、法人所得税の免税期間が3年から5年に延長され、土地のリースについても従来の最大60年から最大70年と10年間の延長が行われるなど、一定の拡大も行われている。

さらに重要な点として、新外国投資法の施行細則の問題がある。これは新外国投資法の制定から90日以内に公表されることとされ、2013年1月31日に国家計画経済開発省により公表された。外国企業に対して禁止・制限される分野や現地との合弁にのみ認められる分野の詳細については、別途MICの通達によって規定されることとされたほか、禁止・規制分野を合弁で行う場合の外資の出資比率は80%を超えることができないことも規定された。その他、施行細則では、MICの構成や認可申請、申請書類の精査やその他の手続き等について規定されている。施行細則と合わせて公表されたMICの通達(Notification No. 1/2013)では、(1) 禁止業種、(2) 合弁事業にのみ認められる業種のほか、(3) 別途規定された条件を満たした場合にのみ認められる分野として、関連省庁の許認可を要する分野、その他の認可要件が定められた分野、環境アセスメントが必要な分野が規定された。また小売り事業(スーパーマーケット、デパートやショッピングセンターなど)への参入も認められたものの、小規模店舗は認められない、現地資本による既存店舗の近

接地では営業しない、国産品を優先的に販売する等の要件が課せられている。通達のみでは、必ずしも明確となっていない部分も多く、今後の運用を待つ必要があるが、ほかのアジア新興国と同様、規制に応じた形態での進出を検討する必要がある。オフィスビルの開発・販売や住居用建物の開発・販売・賃貸といった不動産事業についても、現地との合弁に限って認められた。しかし、BOT方式(★build, operate and transferの略、外国企業が相手国から土地を提供してもらい、工場などの施設を建設して一定期間運営・管理し、投資回収後に、相手国に施設や設備を委譲する開発方式)の場合には外資100%が認められるとの記載もあり、実際の進出に当たっては、関係省庁に確認する必要がある。その他、施行細則では、ミャンマー国民のみに認められる事業として、農業、畜産業、漁業及び一定の製造業が挙げられている。

内容としては、政府やMICの裁量による部分が増えるなど、外資にとっては必ずしも歓迎すべき内容だけではないが、外国投資法の改正や施行細則の公表によって、外国資本への更なる解放に向けて一歩踏み出したといえ、一定の評価はできる。

(ii) ビジネス・コスト

FDIを誘引する要素としては、多くの多国性企業が他の投資国との比較の上で、進出先を決定する。その際の重要な要素の1つが、投資法などに加えて、ビジネスのし易さ(会社設立の容易さや法人税)やビジネスにどの程度のコストがかかるのか、な

どの条件である。こうした状況を示すのが、世界銀行などが発表しているビジネスのし易さを客観的に示す指標である。表 12 を見ると、日本やアジア NIEs を含むアジア諸国の「ビジネスのし易さ」ランキングが示されている。この中で、最もビジネスがし易いと考えられているのは、2013 年現在、世界第 1 位がシンガポールであり、次いで香港、アジアでは 6 位にマレーシア、7 位に韓国、そして日本は 27 位、中国は 96 位である。

ミャンマーは調査対象国 189 か国中 182 位である。カンボジアは 137 位、ラオスは

159 位、そしてベトナムは 99 位である。ミャンマーの何が問題かは各評価項目を見るとわかる。すなわち、評価項目の中で、最悪なのは「新規事業の開始」項目であり、次いで、「契約の強制力」、「投資家の保護」、「信用力 (getting credit)」、「破産処理」、「不動産の登記」などとなっている。要するに、多国籍企業の進出にあたり、不利な条件が揃っている。つまり、いずれも、法制度に関わる項目であり、人治的な社会慣行をどう変革し、今後政府がどう整備するかで FDI の動きに大きな影響があると言えよう。

表 12 ビジネスのし易さとビジネス最適国ランキング

	順位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
MYM	182	189	160	126	154	170	182	107	113	188	155	143
JPN	27	120	91	26	66	28	16	140	23	36	1	28
KOR	7	34	18	2	75	13	52	25	3	2	15	38
TWN	16	17	7	7	31	73	34	58	18	84	16	18
HK	2	5	1	5	89	3	3	4	2	9	19	3
SIN	1	3	3	6	28	3	2	5	1	12	4	7
MLY	6	16	43	21	35	1	4	36	5	30	42	34
IDN	120	175	88	121	101	86	52	137	54	147	144	84
PHI	108	170	99	33	121	86	128	131	42	114	100	90
THA	18	91	14	12	29	73	12	70	24	22	58	74
CMB	137	184	181	134	118	42	80	65	114	162	163	106
LAO	159	85	96	140	76	159	187	119	161	104	189	127
CHI	96	158	186	119	48	73	98	120	74	19	78	94
VET	99	109	29	156	51	42	157	149	65	46	149	113

注：1) ビジネスの容易さ (2013年、World Bank, 189か国)、2) ①新規事業の開始、建設余暇の取得、③電力受給、④不動産登記、⑤信用力、⑥投資家の保護、⑦徴税、⑧対外貿易、⑨契約の強制力、⑩破産処理、3) ⑪はビジネス最適国ランキング (FORBES, 145か国)

次に、投資コストの問題を取り上げることにして。表 13 を見ると、アジアの主要都市の投資関連コストが示されている。それによれば、ミャンマーの旧首都のヤンゴ

ンは他のどの都市よりワーカー、エンジニア、中間管理職、マネージャーの給与が安い。しかし、事務所の賃料、住宅の借り上げ料、などは他のすべての都市より高い。

最後に、ミャンマー政府が最も FDI を期待する日本企業が進出先に求めている有望理由はどのようなものであろうか、を示しているのが表 14 である。それによれば、国によりある程度の相違はあるが、アジア諸国には概して現地市場の成長性が重視されているが、ミャンマーだけが安価な労働力が第 1 位を示す。また日系企業が中期的観

点から、進出先にどのような課題を挙げているのかを示すのが表 15 である。それによれば、日系企業がより多く進出しているアジア諸国への課題として挙げているのは、ベトナムやインドでは、インフラの未整備が、そしてインドネシアとタイでは労働コストの上昇が挙げられている。

表 13 アジア主要都市の投資関連コスト

	YGN	PEK	SHA	MUB	KL	MNL	BKK	JKT	HTM
ワーカー	53	466	449	188	344	301	345	239	148
エンジニア	138	743	835	546	944	452	698	433	297
中間管理職	433	1,445	1,456	1,289	1,966	1,070	1,574	1,057	653
マネージャー	668	1,962	1,891	2,039	1,986	1,194	1,602	1,245	1,222
事務所賃料	95	119	45	44	24	20	21	23	35
住宅借上料	4,500	4,295	3,102	3,001	2,220	2,937	2,299	2,100	2,700
賞与支給月数	1.50	1.93	1.93	1.59	1.97	1.65	3.06	2.53	1.49

注：1) YGN ヤンゴン、PEK 北京、SHA 上海、MUB ムンバイ、KL クアラルンプール、MNL マニラ、BKK バンコク、JKT ジャカルタ、HTM ホーチミン、を示す。2) 数字は各項目の月額給与で、US\$ で示す。3) 中間管理職は課長クラス、マネージャーは非製造業、4) 事務所賃料は 1 m² 当り、資料：JETRO「第 23 回・アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較」2013 年 5 月

表 14 日本企業の海外進出の有望理由(2013 年)

	MYM	VET	CHI	IDN	IND	THA	USA
安価な労働力	70.0	57.5	16.9	38.1	33.7	32.4	14.8
現地マーケットの成長性	53.3	66.4	67.8	84.2	87.0	60.0	53.7
マーケットの現在の規模	8.3	12.3	61.2	30.7	25.5	34.6	70.4
組み立てメーカーへの供給拠点	5.0	11.0	26.8	25.1	23.1	31.9	20.4
産業集積の存在	0.0	8.2	25.1	14.9	11.5	31.4	27.8
他国リスク分散の受け皿	20.0	18.5	1.6	9.3	5.3	11.9	1.9
優秀な人材	10.0	25.3	16.9	5.1	13.5	15.7	14.8
第 3 国輸出拠点	10.0	11.6	17.5	13.5	13.9	28.6	7.4
政治・社会情勢の安定	1.7	12.3	1.6	6.5	2.9	16.2	35.2
インフラとの充実	0.0	2.7	9.8	3.7	1.4	29.7	29.6
物流サービスが発展している	0.0	1.4	3.8	2.3	1.0	12.4	27.8

注：1) 当該国を有望とみなした企業の中で、有望と回答した企業数の割合(%)、2) 黒字は最大と 2 番目に大きい項目
資料：国際協力銀行「わが国製造業の海外事業展開に関する調査報告—2012 年度と 2013 年度海外直接投資アンケート結果—」

これに対し、ミャンマーにはインフラ整備を最も強く希望しており、以下、法制度

の未整備、投資先国の情報不足、法制度の運用の不透明さ、管理職人材確保の難しさ、

そして治安・社会情勢の不安定さ、裾野産業の発達、などを上げている。これらの課題をクリアするには相当の期間が必要なだけに、国際社会の環境変化にもよるが、日本企業によるミャンマーへの FDI ラッシュが生まれるのはかなり先のことと考えられる（表 15 の課題項目のカッコ内の数字が

10 年以内の事業展開先としての優先順位を示しているが、それによるとミャンマーは 8 位と表中最低)。これを見ると、アジア諸国は経済発展が進んでいる国ほど、さらなる津市のためにインフラ整備が求められ、発展が遅れて国には低労働コストが求められるという、至極当然の図式が見えてくる。

表 15 日本の製造業の中期的事業展開先の課題(2013 年)

課題項目	MYM(8位)		IDN(1位)		THA(3位)		VET(5位)		IND(2位)	
インフラ未整備	64.3	72.1	31.4	10.3	7.6	7.3	40.9	45.0	57.2	47.8
法制が未整備	48.2	48.8	12.4	17.0	1.9	2.9	18.9	21.7	14.9	18.8
投資先国の情報不足	32.1	37.2	7.7	1.3	2.5	5.1	9.8	14.7	11.9	17.3
法制の運用が不透明	26.8	32.6	30.4	57.2	8.9	8.0	29.5	27.3	30.9	22.0
管理職人材確保難	25.0	27.9	26.8	21.7	22.9	25.5	27.3	27.9	13.4	14.5
治安・社会情勢不安	25.0	51.2	21.1	13.0	14.0	19.0	4.5	4.7	24.2	18.4
裾野産業が未発達	19.6	9.3	12.9	3.2	4.5	5.1	18.9	24.0	10.3	15.3
外資規制	16.1	16.3	10.3	27.0	7.6	10.9	7.6	7.0	12.9	13.3
技術系人材確保難	16.1	14.0	20.6	12.3	22.3	21.2	19.7	17.1	13.4	10.6
為替・送金の規制	16.1	18.6	3.1	2.3	5.1	3.6	9.1	7.8	11.3	11.8
労働コストの上昇	12.5	9.3	41.2	31.6	56.1	53.3	26.5	27.9	18.0	22.0

注：1) 左側は 2013 年、右側は 2012 年、2) 課題項目は 2013 年現在、ミャンマーの多い順で 10 項目、ただし労働コストは 10 位以内には入らないが、今後多くなる可能性があるもので、インドネシアやタイでは最大の項目。3) カッコ内は今後 10 年程度で事業展開する可能性のある国 (2013 年) の順位、4) 黒字は最大項目
資料：上表と同じ

結語に代えて：

以上で、極めて大雑把に、ミャンマーの政治・経済の最近の動きと、遅れて出発したがゆえに、短期に経済発展するには、外資依存型の経済発展以外に方法が無いこと、それには他のアジア、否世界の発展途上国との競争に打ち勝つために、期待通りの FDI を誘致できる立地優位性を十分整えている必要があること、などを指摘し、ミャンマーの持続的発展成功の可能性とそのため改革の必要性について、筆者の見方を

示した。

2013 年度以後、欧米や日本からの FDI が徐々に増加し、テイン・セイン政権の経済政策が成功しつつあるとの報道も見られるが、FDI が持続的に拡大し続けると考えるだけの根拠はまだ見いだせない。また、FDI の拡大が本格化し、それで持続的発展が期待できるには、不足する要素が多すぎる。それはミャンマーに限ったことではないが。

まだ発展を開始したばかりで、気が早い

と言われるかもしれないが、やや中長期的な視点からの考察を加えておきたい。まず経済的側面に目を向ければ、生産要素の不足部分を大幅な FDI の拡大に期待するしか方法はない。そこで、外資の大幅な増加を実現するには、さらに思い切った法制度をはじめとする経済・社会的改革を通じて、国民へのインセンティブを高め、さらに FDI の誘致に向けて立地上の優位性を高める必要がある。一刻も早く外資依存体制から脱却するために、自力での発展図式を構築する必要がある。それには第 1 に政治家や指導者の意識改革と、持続的な政治・社会的安定性が前提となる。それらは軍事独裁政権時代のやり方を 180 度変革する必要

があるだけに、国民と指導者が一体となって取り組む姿勢が要求される。そこに到達するために必要な、国民と政治家との信頼関係がまだ不十分といえよう。

また、産業政策や経済計画の策定には他の ASEAN 諸国の経験から学ぶと同時に、相互に関係位のある、経済的側面と政治社会的側面との同時並行的な改革を実施すべきである。なぜなら、独裁政権下で構築された経済や社会の枠組みがつねに経済発展にマイナス効果を及ぼす可能性があるからである。これらの課題を解決するには政府の役割が重要であり、それらの改革に成功したとき、ミャンマーの経済発展は本格的なものになると考える。